

別表六（三）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が地方税法施行令第9条の7第6項ただし書（外国の法人税等の額の控除）又は第48条の13第7項ただし書（外国の法人税等の額の控除）（同令第57条の2（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）において準用する同令第48条の13第7項ただし書を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税の控除限度額1」の欄は、当該内国法人の各事業年度にあつては別表六（二）「17」の金額を、当該外国法人の各事業年度にあつては別表六の二「11」の金額を記載します。